

②退職年金廃止

岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程の一部改正内容(新旧比較対照表)

改正前	改正後
岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程	岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程
第1章 総則 第1条～第6条 条文省略	第1章 総則 第1条～第6条 条文省略
第2章 加入および脱退 第7条～第13条 条文省略	第2章 加入および脱退 第7条～第13条 条文省略
第3章 掛金 (掛金) 第14条 条文省略	第3章 掛金 (掛金) 第14条 条文省略
第4章 給付 (給付の種類) 第15条 この規程に定める給付金(以下「給付」という。)は次のとおりとする。 <u>(1) 退職年金(第1給付金および第2給付金)</u> <u>(2) 退職一時金(第1給付金および第2給付金)</u> <u>(3) 遺族一時金(第1給付金および第2給付金)</u> (給付の支払) 第16条 前条第1号から第3号までに定める給付は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、契約者からの請求に基づき、契約者に支払う。なお、支払時期については、次の各号に定めるとおりとする。 <u>(1) 退職年金は毎年2月、5月、8月および11月の4期にそれぞれの前月分までを支払う。</u> <u>(2) 一時金は一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに支払う。</u> <u>(3) 退職年金の一時支払いの時期は、前項を準用する。</u> (退職年金の支給要件) 第17条 <u>退職年金は第1給付金の加入期間20年以上の加入者が資格を喪失(但し、死亡を除く)したとき、支給する。</u> (退職年金の支給期間) 第18条 <u>退職年金の支給期間は前条により退職年金を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から10年とする。</u> (退職年金の月額) 第19条 退職年金の月額は次の算式により計算され	第4章 給付 (給付の種類) 第15条 この規程に定める給付金(以下「給付」という。)は次のとおりとする。 <u>(1) 退職一時金(第1給付金および第2給付金)</u> <u>(2) 遺族一時金(第1給付金および第2給付金)</u> (給付の支払) 第16条 前条第1号および第2号に定める給付は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、契約者からの請求に基づき、契約者に支払う。なお、支払時期については、 <u>一時金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに支払う。</u>
	削除
	削除
	削除

改正前	改正後
<p><u>る金額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1 給付金加入者</u> <u>退職時前1 年間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1-1)</u></p> <p><u>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</u> <u>ア 退職時前1 年間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1-1)</u> <u>イ 退職時前1 年間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表1-2)</u></p> <p><u>2 第1 項における退職時前1 年間平均本俸月額とは、加入者の退職又は死亡した日の属する月前1 年間(退職又は死亡した日の属する月を含む)の各月において適用されていた第14条に定める掛金の基礎となった本俸月額を合計した金額を12で除して得た金額とする。(以下この章において同じ)</u></p> <p><u>(未支給の年金)</u></p>	
<p><u>第20条 退職年金受給中の者が死亡したとき、支給すべき年金に未支給分があるときは、これを遺族一時金として支給する。</u></p> <p><u>(退職年金の一時払い)</u></p>	削除
<p><u>第21条 退職年金は第17条により退職年金を受ける権利を取得した者が当該年金の一時払いを希望したときは、将来の年金の支給に代えて当該年金の現価相当額を一時に給付する。</u></p> <p><u>(退職年金の一時払い額)</u></p>	削除
<p><u>第22条 退職年金の一時払い額は次の算式により計算される金額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1 給付金加入者</u> <u>全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</u></p> <p><u>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</u> <u>ア 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</u> <u>イ 全期間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</u></p> <p><u>(退職一時金の支給要件)</u></p>	削除
<p><u>第23条 退職一時金は第1 給付金の加入期間1 ヶ月以上20年未満の加入者が資格を喪失(但し、死亡を除く)したとき、支給する。</u></p> <p><u>(退職一時金の額)</u></p>	<p><u>第17条 退職一時金は第1 給付金の加入期間1 ヶ月以上の加入者が資格を喪失(但し、死亡を除く)したとき、支給する。</u></p> <p><u>(退職一時金の額)</u></p>
<p><u>第24条 退職一時金の額は次の算式により計算され</u></p>	<p><u>第18条 退職一時金の額は次の算式により計算され</u></p>

改正前	改正後
<p>る金額とする。</p> <p>(1) 第1 給付金加入者 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>イ 全期間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p> <p>(遺族一時金の支給要件)</p> <p><u>第25条 遺族一時金は次の各号の一に該当したとき、支給する。</u></p> <p>(1) <u>加入者が死亡したとき</u></p> <p>(2) <u>退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき</u></p> <p>(遺族一時金の額)</p> <p><u>第26条 遺族一時金の額は、次の各号の一に掲げる金額とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号に該当する第1 給付金加入者</u> 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>(2) <u>前条第1号に該当する第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</u></p> <p>ア 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>イ 全期間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p> <p>(3) <u>前条第2号の場合 10年から退職年金の支給開始月より死亡した日の属する月までの期間を控除した期間に対応する退職年金の現価相当額</u></p> <p><u>2 第1項第3号の額は次の算式により計算された金額とする。</u></p> <p>(1) <u>退職年金月額×残存保証期間別乗率</u></p> <p>(2) <u>前号の残存保証期間別乗率は別表3による</u></p> <p>(加入期間の計算)</p> <p>第27条 条文省略 (加入期間の継続)</p> <p>第28条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 制度の運営</p> <p>(指定金銭信託契約の締結)</p> <p>第29条 条文省略</p>	<p>る金額とする。</p> <p>(1) 第1 給付金加入者 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1)</p> <p>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1)</p> <p>イ 全期間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2)</p> <p>(遺族一時金の支給要件)</p> <p><u>第19条 遺族一時金は第1 給付金の加入期間1ヶ月以上の加入者が死亡したとき、支給する。</u></p> <p>(遺族一時金の額)</p> <p><u>第20条 遺族一時金の額は、次の算式により計算される金額とする。</u></p> <p>(1) 第1 給付金加入者 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1)</p> <p>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア 全期間平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表1)</p> <p>イ 全期間平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2)</p> <p>(加入期間の計算)</p> <p>第21条 条文省略 (加入期間の継続)</p> <p>第22条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 制度の運営</p> <p>(指定金銭信託契約の締結)</p> <p>第23条 条文省略</p>

改正前	改正後
<p>(事務の委託)</p> <p><u>第30条</u> 条文省略 (年金財政の再検討および積立基準の回復計画)</p> <p><u>第31条</u> 条文省略 (規程等の改廃・変更)</p> <p><u>第32条</u> この規程は、経済情勢の変動その他やむを得ない事情により改廃することがある。</p> <p>2 県社協は、<u>第29条</u>に定める指定金銭信託契約に基づく信託財産の運用基本方針を変更する場合は、契約者数の4分の3以上の書面による同意を得なければならない。</p> <p>(基金の分配)</p> <p><u>第33条</u> 前条により規程を廃止したときは、次の各号により取扱うものとし、契約者は県社協から次の<u>第1号</u>および<u>第2号</u>に定める分配金相当額を受け取るものとする。</p> <p>(1) <u>年金を受ける権利を有する者に、年金の現価相当額に達するまで当該現価相当額に比例して分配する。</u></p> <p>(2) <u>前号により分配した後に、なお残余があるときは、加入者に規程廃止日において、その者が資格喪失したものとみなして計算される給付の額(年金の場合はその現価相当額とする。)に達するまで当該給付の額に比例して分配する。</u></p> <p>(3) <u>前各号により分配した後に、なお残余があるときは、県社協に帰属する。</u></p> <p>(債務の範囲)</p> <p><u>第34条</u> 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第6章 運営委員会</p> <p>(設置目的)</p> <p><u>第35条</u> 条文省略 (組織)</p> <p><u>第36条</u> 条文省略 (任期)</p> <p><u>第37条</u> 条文省略 (会議)</p> <p><u>第38条</u> 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(不実の排除)</p> <p><u>第39条</u> 条文省略</p>	<p>(事務の委託)</p> <p><u>第24条</u> 条文省略 (年金財政の再検討および積立基準の回復計画)</p> <p><u>第25条</u> 条文省略 (規程等の改廃・変更)</p> <p><u>第26条</u> この規程は、経済情勢の変動その他やむを得ない事情により改廃することがある。</p> <p>2 県社協は、<u>第23条</u>に定める指定金銭信託契約に基づく信託財産の運用基本方針を変更する場合は、契約者数の4分の3以上の書面による同意を得なければならない。</p> <p>(基金の分配)</p> <p><u>第27条</u> 前条により規程を廃止したときは、次の各号により取扱うものとし、契約者は県社協から次の<u>第1号</u>に定める分配金相当額を受け取るものとする。</p> <p>(1) <u>加入者に規程廃止日において、その者が資格喪失したものとみなして計算される給付の額に達するまで当該給付の額に比例して分配する。</u></p> <p>(2) <u>前号により分配した後に、なお残余があるときは、県社協に帰属する。</u></p> <p>(債務の範囲)</p> <p><u>第28条</u> 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第6章 運営委員会</p> <p>(設置目的)</p> <p><u>第29条</u> 条文省略 (組織)</p> <p><u>第30条</u> 条文省略 (任期)</p> <p><u>第31条</u> 条文省略 (会議)</p> <p><u>第32条</u> 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(不実の排除)</p> <p><u>第33条</u> 条文省略</p>

改正前	改正後
<p>(受給権の処分禁止)</p> <p><u>第40条</u> 条文省略</p> <p>(端数処理)</p> <p><u>第41条</u> 条文省略</p> <p>(届出義務)</p> <p><u>第42条</u> 契約者は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、次の各号に定める事項について県社協会長に届出なければならない。</p> <p>(1) 給付を受ける権利を有する者の住所、氏名および印鑑</p> <p>(2) <u>年金又は一時金の受領方法</u></p> <p>(3) その他県社協が必要と認める事項</p> <p>2 前項により届出た事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出なければならない。</p> <p>3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、契約者は遺族から提出された死亡を証明する書類を県社協会長に届出するものとする。</p> <p>(過払いの調整)</p> <p><u>第43条</u> <u>退職年金を受ける権利を有する者が死亡したとき、遺族から死亡の届出が遅れたことなどの事由により年金の過払いが生じたときは、第26条の遺族一時金から差し引き調整する。</u></p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第44条</u> 条文省略</p> <p>附則</p> <p>条文省略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(給付に対する経過措置)</p> <p>第2条 令和5年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。</p> <p>2 令和5年3月31日時点で本制度の加入者である者が、令和5年4月1日以降に退職または死亡により<u>第24条</u>または<u>第26条</u>に該当して退職一時金または遺族一時金の支給を受ける場合の給付額は、令和5年3月31日に退職したと仮定して従前の共済制度規程を適用して計算される給付額(以下「経過措置保証額」という。)に令和5年4月1日からの期間に応じて別表4の乗率を乗じた額または本規程により計算される給付額のうち、いず</p>	<p>(受給権の処分禁止)</p> <p><u>第34条</u> 条文省略</p> <p>(端数処理)</p> <p><u>第35条</u> 条文省略</p> <p>(届出義務)</p> <p><u>第36条</u> 契約者は、給付を受ける権利を有する者が発生したとき、次の各号に定める事項について県社協会長に届出なければならない。</p> <p>(1) 給付を受ける権利を有する者の住所、氏名および印鑑</p> <p>(2) <u>その他県社協が必要と認める事項</u></p> <p>2 前項により届出た事項に変更が生じた場合は、すみやかに届出なければならない。</p> <p>3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、契約者は遺族から提出された死亡を証明する書類を県社協会長に届出するものとする。</p> <p>削除</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第37条</u> 条文省略</p> <p>附則</p> <p>条文省略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(給付に対する経過措置)</p> <p>第2条 令和5年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。</p> <p>2 令和5年3月31日時点で本制度の加入者である者が、令和5年4月1日以降に退職または死亡により<u>第18条</u>または<u>第20条</u>に該当して退職一時金または遺族一時金の支給を受ける場合の給付額は、令和5年3月31日に退職したと仮定して従前の共済制度規程を適用して計算される給付額(以下「経過措置保証額」という。)に令和5年4月1日からの期間に応じて別表3の乗率を乗じた額または本規程により計算される給付額のうち、いず</p>

改正前	改正後
<p>れか高い金額とする。</p> <p>3 経過措置保証額に対する乗率の計算において、経過措置開始から1年間は、退職または死亡した場合、経過措置保証額に別表4の乗率は乗じない。</p> <p>4 経過措置保証額に対する乗率の計算において、第14条第3項による加入した日の属する月と退職した日の属する月の掛金が未納の場合、及び第14条第4項により掛金に中断があった場合は、その期間は除くものとする。</p>	<p>れか高い金額とする。</p> <p>3 経過措置保証額に対する乗率の計算において、経過措置開始から1年間は、退職または死亡した場合、経過措置保証額に別表3の乗率は乗じない。</p> <p>4 経過措置保証額に対する乗率の計算において、第14条第3項による加入した日の属する月と退職した日の属する月の掛金が未納の場合、及び第14条第4項により掛金に中断があった場合は、その期間は除くものとする。</p>

改正前		改正後																																																						
<p>別表1-1 年金の乗率(第1給付金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>乗 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20年</td><td>0.095</td></tr> <tr><td>21年</td><td>0.101</td></tr> <tr><td>22年</td><td>0.104</td></tr> <tr><td>23年</td><td>0.112</td></tr> <tr><td>24年</td><td>0.119</td></tr> <tr><td>25年</td><td>0.124</td></tr> <tr><td>26年</td><td>0.129</td></tr> <tr><td>27年</td><td>0.138</td></tr> <tr><td>28年</td><td>0.145</td></tr> <tr><td>29年</td><td>0.153</td></tr> <tr><td>30年</td><td>0.163</td></tr> <tr><td>31年</td><td>0.171</td></tr> <tr><td>32年</td><td>0.179</td></tr> <tr><td>33年</td><td>0.189</td></tr> <tr><td>34年</td><td>0.196</td></tr> <tr><td>35年</td><td>0.206</td></tr> <tr><td>36年</td><td>0.218</td></tr> <tr><td>37年</td><td>0.229</td></tr> <tr><td>38年</td><td>0.241</td></tr> <tr><td>39年</td><td>0.253</td></tr> <tr><td>40年</td><td>0.268</td></tr> <tr><td>41年</td><td>0.268</td></tr> <tr><td>42年</td><td>0.268</td></tr> <tr><td>43年</td><td>0.268</td></tr> <tr><td>44年</td><td>0.268</td></tr> <tr><td>45年</td><td>0.268</td></tr> </tbody> </table>		加入期間	乗 率	20年	0.095	21年	0.101	22年	0.104	23年	0.112	24年	0.119	25年	0.124	26年	0.129	27年	0.138	28年	0.145	29年	0.153	30年	0.163	31年	0.171	32年	0.179	33年	0.189	34年	0.196	35年	0.206	36年	0.218	37年	0.229	38年	0.241	39年	0.253	40年	0.268	41年	0.268	42年	0.268	43年	0.268	44年	0.268	45年	0.268	削除
加入期間	乗 率																																																							
20年	0.095																																																							
21年	0.101																																																							
22年	0.104																																																							
23年	0.112																																																							
24年	0.119																																																							
25年	0.124																																																							
26年	0.129																																																							
27年	0.138																																																							
28年	0.145																																																							
29年	0.153																																																							
30年	0.163																																																							
31年	0.171																																																							
32年	0.179																																																							
33年	0.189																																																							
34年	0.196																																																							
35年	0.206																																																							
36年	0.218																																																							
37年	0.229																																																							
38年	0.241																																																							
39年	0.253																																																							
40年	0.268																																																							
41年	0.268																																																							
42年	0.268																																																							
43年	0.268																																																							
44年	0.268																																																							
45年	0.268																																																							
<p>別表2-1 一時金の支給乗率(第1給付金) 省略</p>		<p>別表1 一時金の支給乗率(第1給付金) 省略</p>																																																						

改正前				改正後			
別表 1 - 2 年金の乗率 (第 2 給付金)				削除			
加入期間	乗率	加入期間	乗率				
0年	0.000	23年	0.041				
1年	0.002	24年	0.043				
2年	0.004	25年	0.045				
3年	0.007	26年	0.047				
4年	0.009	27年	0.050				
5年	0.011	28年	0.053				
6年	0.013	29年	0.056				
7年	0.015	30年	0.059				
8年	0.016	31年	0.063				
9年	0.018	32年	0.065				
10年	0.020	33年	0.069				
11年	0.022	34年	0.072				
12年	0.023	35年	0.075				
13年	0.025	36年	0.080				
14年	0.026	37年	0.083				
15年	0.028	38年	0.088				
16年	0.029	39年	0.092				
17年	0.030	40年	0.097				
18年	0.032	41年	0.097				
19年	0.033	42年	0.097				
20年	0.035	43年	0.097				
21年	0.037	44年	0.097				
22年	0.038	45年	0.097				
別表 2 - 2 一時金の支給乗率 (第 2 給付金) 省略				別表 2 一時金の支給乗率 (第 2 給付金) 省略			

改正前	改正後																								
<p>別表 3 残存保証期間別乗率</p> <table border="1" data-bbox="124 376 507 913"> <thead> <tr> <th>残存期間</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0年</td><td>0.0000</td></tr> <tr><td>1年</td><td>11.8824</td></tr> <tr><td>2年</td><td>23.5317</td></tr> <tr><td>3年</td><td>34.9527</td></tr> <tr><td>4年</td><td>46.1497</td></tr> <tr><td>5年</td><td>57.1271</td></tr> <tr><td>6年</td><td>67.8893</td></tr> <tr><td>7年</td><td>78.4405</td></tr> <tr><td>8年</td><td>88.7848</td></tr> <tr><td>9年</td><td>98.9263</td></tr> <tr><td>10年</td><td>108.8689</td></tr> </tbody> </table> <p>別表 4 経過措置保証額乗率 省略</p>	残存期間	乗率	0年	0.0000	1年	11.8824	2年	23.5317	3年	34.9527	4年	46.1497	5年	57.1271	6年	67.8893	7年	78.4405	8年	88.7848	9年	98.9263	10年	108.8689	<p>削除</p> <p>別表 3 経過措置保証額乗率 省略</p>
残存期間	乗率																								
0年	0.0000																								
1年	11.8824																								
2年	23.5317																								
3年	34.9527																								
4年	46.1497																								
5年	57.1271																								
6年	67.8893																								
7年	78.4405																								
8年	88.7848																								
9年	98.9263																								
10年	108.8689																								